

写

裾健こ第 500 号
令和 5 年 2 月 9 日

社会福祉法人桜愛会
理事長 酒井 和夫 様

裾野市長 村田 悠



保育所「さくら保育園」の施設運営の改善について（勧告）

令和 4 年 12 月 3 日から令和 5 年 2 月 8 日までに貴法人が経営するさくら保育園（以下「園」という。）に対して監査を実施したところ、園において、下記 1 のとおり子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項に基づき定められた裾野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 12 日条例第 31 号。以下「条例」という。）に抵触し、改善を要する事実が認められた。

については、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 のとおり運営の改善について勧告する。

なお、改善勧告については、速やかに理事会において協議の上、改善の措置を講じるとともに、下記 3 で指定する期日までに、市に対して書面で報告すること。

おつて、改善が図られない場合や報告がない場合は、法に基づく改善命令や確認を取り消す措置を執る場合があることをあらかじめ申し添える。

記

1 条例に抵触する事実

- (1) 園で行われていた児童の身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加える行為（身体的虐待）（条例第 25 条により準用される児童福祉法第 33 条の 10 第 1 号）
 - ア 児童の頭をバインダーで叩く行為
 - イ 児童の足をつかみ宙づりにする行為
 - ウ 感染症への罹患が疑われる児童の体を他の児童に触れさせる行為
- (2) 園で行われていた児童に対する心理的外傷を与える対応（心理的虐待）（条例第 25 条により準用される児童福祉法第 33 条の 10 第 4 号）
 - ア 児童に対する威圧的な声かけ
 - イ 児童をトイレに閉じ込める行為
 - ウ 児童の容姿を揶揄するような蔑称の使用

- (3) 児童の人権・人格への配慮等に欠けた行為（不適切な保育）（条例第15条第4号）
ア 児童の写真を撮影し、児童を揶揄するような加工を行った上、電磁的記録により職員間で共有する行為
イ 必要もなく児童のズボンを下ろす行為
ウ 児童一人一人の食事のペースを考慮せず、時間内に完食させようと無理矢理食べさせる行為

2 励告事項

（1）虐待等不適切な保育について原因の検証等

園内で行われていた身体的虐待等を含む不適切な保育について、園として事実関係の正確な把握及び発生原因の分析を行い、職員間で認識の共有を図るとともに、今回の事態を生じさせた責任の所在を明らかにすること。

（2）再発防止に向けた取組の実施

児童の人権・人格を尊重した保育の実施に向け、職員の資質向上のための職員研修の機会を確保するなど、再発防止に向けた具体的な取組を検討の上、継続的に実施していくこと。

（3）保護者との信頼回復を図るための措置

保護者との信頼回復を図るため、勧告内容及び検討した再発防止策について、保護者に対して書面や説明会等の方法により報告するとともに、再発防止に向けた取組状況についても、定期的に周知すること。

3 報告期限

上記2について、令和5年3月9日（木）までに改善状況の報告を行うこと。

担当 健康福祉部こども未来課
電話 055-995-1822